



あれこれ通信

しぶやとみこの議会報告

NO. 64

2011年2月15日

渋谷とみ子の会

埼玉県比企郡嵐山町平沢 254-64

Tel / Fax 0493-62-7997

<http://www.k2.dion.ne.jp/~saiko/shibuya/>

Eメール shibuya97@s4.dion.ne.jp

嵐山町議会基本条例案ができあがりました。

皆さんが信頼できる議会にするため、議会基本条例はその第一歩です。

耳慣れない「議会基本条例」ですが、議会がみなさんに役にたつように

議員が自由に議論する、

議員が、嵐山町議会で、なにを決めたか、予算はどうなっているか説明会を開く。

議会への請願や陳情を町民が直接議会で説明できる、という3つの改革が入った議会基本条例を制定しようとしています。

今までの地方議会のありかたでは、時代の変化に間に合わないので、議会とみなさんが近づいて、皆さんと一緒に、政治を変えていく改革が全国ではじまっています。嵐山町でも小さな1歩がはじまりました。

働いて税金を納める人が少なくなり、支出は多くなる時代を切り抜け、やがて大人になる人に嵐山町をバトンタッチします。そのために嵐山町で起きていることのお知らせし、どこにお金を使ってどのように解決するのがよいのか皆さんと一緒に考えていく改革です。

議会は、現在は、議員が町に質問する場で、議員が嵐山町の問題を解決するために話し合う場ではありません。議員が政策について議論をする仕組みになっていません。



政策を議会で議員が作る経験があまりないので、期数の多い議員のなかには、嵐山町議会では、政策づくりは行政にまかしたほう

がいい、議会が条例をつくるのに反対と発言する方もいて残念です。

議会で10年~20年くらいの近未来を見渡した政策をつくるようにしたいものです。行政だけでは行政の都合にあわせるので、将来に行き詰まり困ってしまいます。

6月に議会基本条例を議決して、9月に選挙が終わってから、新しい議員体制で実際に改革していく予定です。議会がかわると嵐山町もかわるはずですが、議会が変わっていくことに期待して、議員が、町全体のバランスをみて政策を作る議会に変わるように、議員全員で努力しています。



2月1日発行の議会だよりに、議会基本条例案の説明がされています。

2月15日~3月15日に議会事務局に議会基本条例のご意見をお寄せください。

議会基本条例の説明会は2月27日(日)1時30分より役場にて行われます。